

その農薬に **登録番号** は、ありますか？

# 病害虫防除には、農林水産省登録の 農薬を正しく使用しましょう！

登録された農薬以外は  
病害虫の防除には**使用できません！！**

登録農薬には、**登録番号** が必ず記載されています。

登録番号がないものは、「**無登録農薬**」にあたり、農地や街路樹、公園等に使用してはいけません。

「**無登録農薬**」を使用すると、**罰則**（3年以下の懲役、100万円以下の罰金）が科せられることがあります。

医薬用外劇物	農林水産省登録 第〇〇〇〇〇号
殺虫剤	
商品名	〇〇〇水和剤
種類名	〇〇〇水和剤
【成分】	〇〇〇-----20.0% 有機溶媒、乳化剤等 80.0%
【性状】	〇〇〇
最終有効年限(西暦下2けた)08 10	

〈農薬ラベルの例〉



こんな資材に注意！ 絶対使わない！！

農薬登録がないのに、ラベルに  
「害虫や病気によく効きます」  
「虫が寄り付かない」  
「病害虫に効く〇〇を原料としています」と書いてある



**無登録農薬の可能性！！**

**使用せず、指導機関へ相談！**



# ▶ 散布する時には…

## 農薬ラベルをよく読んでから使用しましょう!

「農林水産省登録番号」のある農薬のラベルをよく読んで使用しましょう。

- ① 使用方法及び注意事項をよく読んで使用してください。
- ② 使用基準をよく守ってください。



### ■ 使用時に確認することは

#### 対象作物

使用できる作物名

#### 適用病害虫

防除できる病害虫、雑草名

#### 散布濃度・量

希釈倍数と散布量

#### 【適用害虫と使い方】

作物名	適用害虫名	希釈倍数	10アール当り 散布液量	使用時期	総使用回数
○○○	アブラムシ類	1,000倍	200~300 <sup>リットル</sup>	7日	3回
	ハダニ類	1,000~1,500倍			

#### 【使い方】 散布



#### 【効果薬害等の注意】

- 水産動植物に対して影響があるので注意する。
- ○○○剤との10日以内の近接散布はしない。



#### 【安全使用上の注意】

- 蚕、ミツバチに対して影響があるので注意する。
- 散布の際は、農薬用マスク、手袋などを着用する。

#### 総使用回数

同一成分を含む剤の総使用回数。有効成分・作物毎に総使用回数が決まっています。注意が必要です。

#### 使用上の注意

薬害や魚毒性など

#### 使用時期

使用可能な収穫前日数  
(この例では7日前まで可能)

### お問い合わせ先

#### 総合農業試験場

病害虫防除・肥料検査課

(病害虫防除・肥料検査センター) TEL.0985-73-6670

#### 中部農林振興局

(中部農業改良普及センター)

TEL.0985-30-6121

#### 南那珂農林振興局

(南那珂農業改良普及センター)

TEL.0987-21-9550

#### 北諸県農林振興局

(北諸県農業改良普及センター)

TEL.0986-38-1554

#### 西諸県農林振興局

(西諸県農業改良普及センター)

TEL.0984-23-5105

#### 児湯農林振興局

(児湯農業改良普及センター)

TEL.0983-43-2311

#### 東臼杵農林振興局

(東臼杵南部農業改良普及センター)

TEL.0982-68-3100

#### 東臼杵農林振興局

(東臼杵北部農業改良普及センター)

TEL.0982-32-3216

#### 西臼杵支庁

(西臼杵農業改良普及センター)

TEL.0982-72-2158

#### 農業経営支援課

(普及企画担当)

TEL.0985-26-0068